

議案第155号

福岡市牧場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡市油山市民の森及び油山牧場を一体的に再整備することに伴い、油山牧場の用途別の面積を変更するとともに、油山牧場について利用料金制度を導入する等の必要があるによる。

福岡市牧場条例の一部を改正する条例

福岡市牧場条例（平成8年福岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表油山牧場の項中「1,250」を「775」に、「473」を「266」に、「187」を「39」に、「248」を「37」に、「1,084」を「820」に、「1,505」を「2,810」に改める。

第3条第2項中「次の各号に掲げる」を「駐車場、飲食店、売店その他の」に改め、同項各号を削る。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第8条を削る。

第9条の見出し中「許可」を「制限」に改め、同条中「別表第2」を「別表第1」に、「許可を受けた事項」を「、許可を受けた事項」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用許可の条件）

第9条 市長は、前2条の許可（以下「利用許可」という。）に際して、牧場の管理上必要な条件を付することができる。

第10条の見出しを「（利用許可の取消し等）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「前3条の許可（以下「利用許可」という。）」を「利用許可」に改め、「又は」を削り、「取り消す」を「取り消し、又は利用許可の条件を変更する」に改め、同項第1号中「本

条」を「この条」に改め、同項第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

第11条を削る。

第12条第2項を削り、同条第3項中「第9条」を「第8条」に改め、「許可」の次に「(背振牧場に係るものに限る。)」を加え、「別表第2」を「別表第1」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

第17条中「許可利用者(第9条の許可を受けた者を除く。)」を「第7条の許可を受けた者」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

第20条第2項第2号を削り、同項第3号中「第9条」を「第8条」に、「許可」を「制限」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 第9条の規定による第8条の許可への条件の付加に関する業務

第20条第2項第5号を削り、同項第4号中「第12条第2項及び第3項」を「第11条第2項」に改め、「(飲食店及び売店に係るものを除く。次号において同じ。)」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第10条第1項に規定する利用許可の取消し等に関する業務

第20条第2項第6号中「第18条」を「第17条」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第20条 次の各号に掲げる者からは、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者が定める方法により徴収する。

(1) 第8条の許可(油山牧場に係るものに限る。)を受けた者 別表第1に定める額

(2) 駐車場を利用する者(規則で定める者を除く。) 別表第2に定める額

2 指定管理者は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、特別な理由があると

認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第26条中「第20条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条の表を次のように改める。

第8条及び第17条	市長	指定管理者
第9条	市長は、前2条	市長又は指定管理者は、自らが行う第7条又は前条
第10条第1項	市長	市長又は指定管理者

附則に次の見出し及び2項を加える。

(指定管理者の不在等の期間における利用料金の取扱い)

- 5 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合その他指定管理者が不在等となった場合には、指定管理者が不在等となった日（以下この項において「基準日」という。）から新たに指定管理者を指定する日の前日又は管理の業務の停止を命じた期間が終了する日までの間については、市長は、第20条第1項及び第4項の規定にかかわらず、基準日前に指定管理者が定めていた利用料金の額に相当する額を使用料として、同条第1項各号に掲げる者から徴収する。
- 6 市長は、前項の場合において、特別な理由があると認めるときは、同項の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

区 分	単 位	期 間	金 額
業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	撮影機（写真機） 1 台	1 月	3,000円
業としての写真（広告写真に限る。）の撮影	1 件	1 日	3,000円
業としての映画の撮影	1 件	1 日	6,000円

別表第2

区 分	単 位	金 額
-----	-----	-----

普通自動車等	1台1回	3時間まで 300円 ただし、利用時間が3時間を超える場合は、300円に当該超過時間1時間までごとに100円を加えて得た額とする。
大型自動車		1日までごとに 2,000円

備考 普通自動車等とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車及び中型自動車を、大型自動車とは同条に規定する大型自動車をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（施行日前における利用料金の額の承認等）

- 2 指定管理者は、この条例の公布の日以後においては、この条例の施行の日前においても、同日以後の油山牧場の利用に係る利用料金の額について、この条例による改正後の福岡市牧場条例第20条第2項の規定の例により市長の承認を受けることができる。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。